

案

大阪市ひとり親家庭医療費助成規則の一部を改正する規則

大阪市ひとり親家庭医療費助成規則(昭和55年大阪市規則第80号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)を加える。

改正後	改正前
(所得の制限) 第4条 [略] [2～5 略] 6 次の各号のいずれかに該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。 (1) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号、第2号、第4号、<u>第10号の2又は第12号</u>の規定による控除を受けた者については、これらの規定によって控除すべき金額に相当する額 [(2)～(6) 略] [7～9 略] <u>(医療機関の確認)</u> 第9条 <u>医療費助成対象者が大阪府内に所在する医療機関において医療を受けるときは、医療証の提示、電子資格確認その他市長が定める方法により、当該医療を受ける者が医療費助成対象者であることについて、当該医療機関の確認を受けなければな</u>	(所得の制限) 第4条 [同左] [2～5 同左] 6 [同左] (1) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号、第2号、第4号<u>又は第10号の2</u>の規定による控除を受けた者については、これらの規定によって控除すべき金額に相当する額 [(2)～(6) 同左] [7～9 同左] <u>(医療証の提示)</u> 第9条 <u>ひとり親家庭医療費の助成を受けようとする医療費助成対象者は、大阪府内に所在する医療機関において医療を受けようとするときは、当該医療機関に医療証を提示しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限り</u>

らない。ただし、市長が特別の事由がある と認めるときは、この限りでない。 <u>2 前項の「電子資格確認」とは、医療費助 成対象者が、本市に対し、個人番号カード (行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律（平成25 年法律第27号）第2条第7項に規定する個 人番号カードをいう。）に記録された利用者 証明用電子証明書（電子署名等に係る地方 公共団体情報システム機構の認証業務に関 する法律（平成14年法律第153号）第22条第 1項に規定する利用者証明用電子証明書を いう。）を送信する方法その他の市長が定め る方法により、第7条第1項の市長の認定 の情報の照会を行い、電子情報処理組織を 使用する方法その他の情報通信の技術を利用 する方法により、本市から回答を受けて 当該情報を医療を受ける医療機関に提供 し、当該医療機関から医療費助成対象者で あることの確認を受けることをいう。</u>	でない。 [新設]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線 は注記である。	

附 則

- この規則は、令和8年10月1日から施行する。ただし、第4条第6項の改正規定は、同年11月1日から施行する。
- この規則による改正後の大阪市ひとり親家庭医療費助成規則第4条第6項の規定は、この規則の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。